

# 会報 新うごき

編集・校正・発行 (社) 志太建築士会 〒426-0082 静岡県藤枝市瀬古3丁目12-15 Tel 054-644-1390

ブログ <http://sidaken.eshizuoka.jp/> E-mail [sida-ken@sky.tnc.ne.jp](mailto:sida-ken@sky.tnc.ne.jp)

## ■古建築はおもしろい

9月1日

8月31日藤枝市藤岡にあるお話長屋で古建築講座を開きました。志太建築士会会員でありまた伝技塾の会員の伊久美、佐野、本多、山田が講師をつとめました。聴衆は藤岡町内会の皆さんです。お話長屋はオーナーの松本さんが古民家風な建物を新築しそれを近隣の皆様に無料で提供しているものです。すばらしい空間の中で私たちの拙い話を15分間の休憩をはさみ90分間、熱心に聞いて頂きました。終わった後、雑談の中で、耐震診断、防災のこと、地元の古建築の見学会等リクエストをいただき感謝しました。このような出前講座を重ねることで、志太建築士会の存在をアピールしていくことはとてもよいことと思われました。本多さん御苦労様でした。



開催前の会場の様子と聴衆のみなさんです。

## ■TOUKAI-O特別委員会(藤枝地区)会議 9月20日

平成23年9月20日 午後7時より生涯学習センターで藤枝市建築住宅課大坪様をお迎えして開催されました。30名近くの方が出席されました。



まず大坪様より日頃の耐震事業において気がつかれた点をお話いただきました。

1. 最近写真の撮り忘れが多いようですので確実に撮っていただきたいとのこと。模範写真の撮り方を例に



2. 予算の変更等契約金額が変更される場合は、確定通知等が発行される前に申請訂正願います。
3. 固定資産税・所得税関係申請書類の新書式について

大坪様にメールでお願いすれば、書式を添付して返信して下さいと  
のことです。又は事務局にお問い合わせください。

4. 藤枝市におきましても申請書類の書式ダウンロードを進めてい  
るとのことです。要望等ありましたらまた連絡をお願いします。
5. 本年度下期においても、市の方では予算を上期並みに組んでい  
ただけようです。以上行政の立場からのご説明をいただきました。  
その後、伊久美委員長から前期分の支払いの件の説明がありました。  
いつものように班ごとまとめて油井さんか伊久美さんまで 9/27 火曜日ま  
でお願いいたします。

**支払調書、個票(事業が志太建築士会に移管されました登録事項は改  
めてご記入下さい。)**切手貼り付け住所記入した封筒の3点セット

また藤枝地区の当業務の推進のために新たに海老名さんにリーダーを  
お願いすることになりました。

伊久美委員長が志太建築士会の本業務統括に専念されるため、当地区  
の広報活動の推進を図るにあたりリーダーが必要ということです。

今まで以上のご協力をお願いいたします。



以上簡単ですがご報告いたします。

尚、もれがありましたら追記をお願いいたします。

TOUKAI-0 広報担当

#### ■町並み写真館(藤枝・焼津・島田)掲載のお知らせ

街並み写真館の掲載を始めます。これは旧志太支部50周年記念事業  
で取り上げた古建築です。とりえず、藤枝から始めます。

**なお、会員の皆様が紹介したい建物や街並みがありましたら、是非投稿  
してください。お待ちしております。(コメントでなく、新規投稿は管理画面  
からお願いします。カテゴリーは正しく選択してください。)**

#### ■建築士会交流サッカー大会

9月25日

去る平成 23 年9月25日(日) 焼津石津浜公園サッカー場にて、  
『第 17 回建築士会交流サッカー大会』が開催されました。



開会式

少し肌寒かったですが、和気藹々のなか、気持ちのいい汗をかいてきま  
した。



**焼き焼き、ごろうさまでした！！**

建築士会志太地区+志太建築士会 JV は**5位**でした。

懇親会の様子▲(この頃は、まだ楽勝でしたが、この後・・・)

駿河湾をバックに全員で記念写真



前日？から用意して頂いた谷澤実行委員長御苦労さまでした。

会員委員会広報

## ■「太陽光発電設備等の高さの取扱いについて」 9月15日

スマちづくりセンターからの情報です。審査・検査部からのお知らせセンター審査・検査部より「太陽光発電設備等の高さの取扱いについて」のお知らせがございます。

詳しくは、下記 URL 先の資料をご参照ください。

### ◆太陽光発電設備等の高さの取扱いについて

[http://www.shizuoka-kjm.or.jp/cms\\_contents/files/files0000045800.pdf](http://www.shizuoka-kjm.or.jp/cms_contents/files/files0000045800.pdf) 【お問い合わせ】当センター 審査部 TEL:054-202-5572

## ■住宅エコポイント年内復活 9月18日

住宅エコポイント年内復活 国交省が3次補正で要求  
フジサンケイ ビジネスアイ より  
前田武志国土交通相は16日の閣議後会見で、7月末に終了した住宅エコポイント制度を年内にも復活させると表明した。被災地を除く地域の新築はポイントを半減し、耐震改修も対象に追加。2011年度第3次補正予算案に盛り込む。予算額は1000億円超となる見通しだ。

同制度は、住宅の新築や改修時に、窓や外壁に断熱構造を設置するなど省エネ仕様にした場合、他の商品などと交換できるポイントを付与。これまで省エネ住宅の新築で30万ポイント(1ポイントは1円に相当)、改修は工事内容に応じ上限30万ポイントとしていた。

新制度では被災地の新築を30万ポイントで据え置いて優遇する一方、その他地域で15万ポイントに半減する。また「現在ある住宅の省エネ化が重要」として改修については上限30万ポイントで、耐震改修を行った場合はポイントを上乘せる。

前田国交相は会見で「持続可能なまちづくりのスタートを切る」と力を込めた。住宅エコポイントは昨年3月に始まったが、急速な申請拡大で、予算枠(2400億円)を使い切り、当初予定より半年前倒して制度を終えていた。

## ■違反建築防止週間の実施 9月27日

静岡県建築住宅局建築安全推進課の情報です。

平成23年度違反建築防止週間の実施について

住安第248号 平成23年9月26日 静岡県くらし・環境部 建築住宅局建築安全推進課長

日ごろ、県の建築行政に御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、国土交通省及び県内各特定行政庁においては、建築基準法令の違反建築物の発生予防、是正対策に努めております。

その一環として、毎年「違反建築物防止週間」を設定しており、本年度も下記のとおりを実施することになりました。つきましては、貴会員への周知・協力についての御配慮をお願いいたします。

### 記

1 実施期間 平成23年10月11日(火)から平成23年10月17日(月)までを基本とする

2 実施内容 一斉パトロールの実施 電話等による督促 等

3 本県における重点事項

(1)認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、個室ビデオ店等

(2)建築確認、工事検査申請手続きの周知・徹底

(3)工事監理者選任の周知・徹底

(4)エレベーター設置工場

担当:建築安全推進課 建築安全班 鈴木

TEL:054-221-3079 FAX:054-221-3567

## ■文化財関連の情報です。 9月29日

皆様の日頃の活躍の様子の投稿をお待ちしています。

9月号編集担当 情報委員会 桑原和敏